

現行条例	改正案	四会提出予定改正案
<p>東京都青少年の健全な育成に関する条例 昭和三十九年八月一日 条例番号八十一号</p> <p>目次</p> <p>附文</p> <p>第一章 総則(第一条―第四条の三)</p> <p>第二章 優良図書類等の推奨及び表彰(第五条―第六条)</p> <p>第三章 不健全な図書類等の販売等の規制(第七条―第十八条の二)</p> <p>第三章の二 青少年の性に関する健全な判断力の育成(第十八条の三―第十八条の六)</p> <p>第三章の三 インターネット利用環境の整備(第十八条の七―第十八条の九)</p> <p>第四章 東京都青少年健全育成推進会(第十九条―第二十条の二)</p> <p>第五章 附則(第二十条の三―第三十条)</p> <p>第六章 雑則(第三十一条)</p> <p>前文(略)</p> <p>第一章 総則(略)</p> <p>第一条(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条(略)</p> <p>(適用上の注意)</p> <p>第三条 この条例の適用にあつては、その本来の目的を達成してこれを適用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>(青少年の人権等)の配慮)</p> <p>第三条の二(略)</p> <p>(親の責務)</p> <p>第四条(略)</p> <p>(児童等の責務)</p> <p>第五条の二(略)</p> <p>(施設等の責務)</p> <p>第六条の二(略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第七章 罰則(略)</p> <p>第二十一条 優良図書類等の推奨及び表彰(略)</p>	<p>東京都青少年の健全な育成に関する条例 昭和三十九年八月一日 条例番号八十一号</p> <p>目次</p> <p>附文</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 優良図書類等の推奨等(第四条―第六条)</p> <p>第三章(略、現行のとおり)</p> <p>第三章の二(略、現行のとおり)</p> <p>第三章の三 児童ポルノの掲載及び青少年的読物等の主たる販売禁止に附けた知遇の確保及び児童の適当な保護(第十八条の二―第十八条の六の五)</p> <p>第三章の四 インターネット利用環境の整備(第十八条の六―第十八条の八)</p> <p>第四章(略、現行のとおり)</p> <p>第五章(略、現行のとおり)</p> <p>第六章(略、現行のとおり)</p> <p>第七章 罰則(略、現行のとおり)</p> <p>第二十一条 優良図書類等の推奨等(略)</p>	<p>東京都青少年の健全な育成に関する条例 昭和三十九年八月一日 条例番号八十一号</p> <p>目次</p> <p>附文</p> <p>第一章(略、現行のとおり)</p> <p>第二章 優良図書類等の推奨等(第五条―第六条)</p> <p>第三章(略、現行のとおり)</p> <p>第三章の二(略、現行のとおり)</p> <p>第三章の三 児童ポルノ及び青少年的読物等の掲載及び販売の規制並びに児童の適当な保護(第十八条の二―第十八条の六の三)</p> <p>第三章の四 インターネット利用環境の整備(第十八条の六の四―第十八条の八)</p> <p>第四章(略、現行のとおり)</p> <p>第五章(略、現行のとおり)</p> <p>第六章(略、現行のとおり)</p> <p>第七章 罰則(略、現行のとおり)</p> <p>(適用上の注意)</p> <p>第三条 この条例の適用にあつては、その本来の目的を達成してこれを適用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>第二十一条 優良図書類等の推奨等(略)</p>

青少年 知事は、次に掲げるもので、児童虐待防止法に定める事項に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認められるものを推薦することとする。

- 一 図書館等であつて、その内容が前条に於いて定められているもの。
- 二 映画、演劇、演説又は音楽の（以下「映画等」とする。）で、その内容が前条に於いて定められているもの。
- 三 若しその趣旨が不適当なものである（以下「不適当」とする。）で、その趣旨または内容が次条に於いて定められているもの。

(第6条)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図るに必要と認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することとする。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの。
- 二 青少年または青少年の団体で、その行動が他の児童になつて認められるもの。
- 三 第五条の規定により知事が推薦した映画、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、または公衆の閲覧に供したものと認められるもの。
- 四 次の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところがあるものであると認められるもの。

規制

(四) 図書館等の取扱い及び実行の自主規制

第七條 図書館の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行等（興行等法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一條の発行等をいう。以下同じ。）を主催する者は、図書館又は映画等の内容が、青少年に於いて、性的感情を刺激し、児童性を阻害し、又は児童性を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書館又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させないよう努めなければならない。

(五) 児童相談所等の設置

第五條の二 国、都道府県、特別区、市、町、村は、児童相談所（以下「児童相談所」とする。）を設置し、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある映画等（以下「映画等」とする。）の閲覧を防止し、青少年の健全な育成を図るため、必要と認めるときは、青少年の年齢に於いて、当該映画等の閲覧を制限するものとする。

(第6条)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図るに必要と認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することとする。

- 一 映画、実行の功績
- 二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の児童になつて認められるもの。
- 三 第五條の規定により知事が推薦した映画、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の閲覧に供し、又はこれらに閲覧したものと認められるもの。
- 四 映画、実行の功績

第三章 映画、実行の功績

(四) 図書館等の取扱い及び実行の自主規制

第七條 図書館の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行等（興行等法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一條の発行等をいう。以下同じ。）を主催する者は、図書館又は映画等の内容が、青少年に於いて、性的感情を刺激し、児童性を阻害し、又は児童性を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書館又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させないよう努めなければならない。

(五) 児童相談所等の設置

第五條の二 国、知事は、児童相談所（以下「児童相談所」とする。）を設置し、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある映画等（以下「映画等」とする。）の閲覧を防止し、青少年の健全な育成を図るため、必要と認めるときは、青少年の年齢に於いて、当該映画等の閲覧を制限するものとする。

(第6条)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図るに必要と認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することとする。

- 一 映画、実行の功績
- 二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の児童になつて認められるもの。
- 三 第五條の規定により知事が推薦した映画、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の閲覧に供し、又はこれらに閲覧したものと認められるもの。
- 四 映画、実行の功績

第三章 映画、実行の功績

(四) 図書館等の取扱い及び実行の自主規制

第七條 図書館の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行等（興行等法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一條の発行等をいう。以下同じ。）を主催する者は、図書館又は映画等の内容が、青少年に於いて、性的感情を刺激し、児童性を阻害し、又は児童性を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書館又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させないよう努めなければならない。

うに認めなければならぬ。

（不健全な図書類等の自主返却）
第七条之二（略）

（刃物の販売等の自主返却）
第七條之三（略）

（不健全な図書類等の自主返却）
第八條 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な成長を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは閲覧に供せられている図書類又は映画等であつて、その内容が、青少年に対し、若しくは性的感情を刺激し、または過度に恐怖心を興起し、又は若しくは自殺若しくは犯罪を誘起するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。
 - 二 販売され、又は頒布されているがん具類であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。
 - 三 販売され、又は頒布されている刃物であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘起するおそれがあると認められるもの。
 - 四 前項の物は、指定するもの各款、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを執行しなければならぬ。
- 如事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに当該図書にこの旨を周知しなければならぬ。

（指定図書類の販売等の制限）

第九條 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に關して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項別の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならぬ。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び

類を製造し、又は自給若しくは自給を製造し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの。

（不健全な図書類等の自主返却）
第八條（略）（現行のとおり）
一（略）（現行のとおり）
二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは閲覧に供せられている図書類又は映画等であつて、その内容が、青少年に対し、若しくは性的感情を刺激し、または過度に恐怖心を興起し、又は若しくは自殺若しくは犯罪を誘起するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。

（不健全な図書類等の自主返却）
第八條（略）（現行のとおり）
一（略）（現行のとおり）
二 販売され、又は頒布されているがん具類であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。
- 三 販売され、又は頒布されている刃物であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘起するおそれがあると認められるもの。
- 四 販売され、又は頒布されているがん具類であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。

（指定図書類の販売等の制限）

第九條 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に關して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項別の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならぬ。

はならぬ。

性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘起し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの。

（不健全な図書類等の自主返却）
第八條（略）（現行のとおり）
一（略）（現行のとおり）
二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは閲覧に供せられている図書類又は映画等であつて、その内容が、青少年に対し、若しくは性的感情を刺激し、または過度に恐怖心を興起し、又は若しくは自殺若しくは犯罪を誘起するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。

（不健全な図書類等の自主返却）
第八條（略）（現行のとおり）
一（略）（現行のとおり）
二 販売され、又は頒布されているがん具類であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。
- 三 販売され、又は頒布されている刃物であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘起するおそれがあると認められるもの。
- 四 販売され、又は頒布されているがん具類であつて、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。

（指定図書類の販売等の制限）

第九條 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に關して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項別の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならぬ。

はならぬ。

児童に關して圖書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により圖書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないように東京府規則で定める方法により包装しなければならぬ。

3 図書館員児童等は、指定図書類を陳列するとき、東京府規則で定めるところにより当該指定図書類を他の圖書類と別々に区分し、当該区分の場所に陳列することとする。この場所に置かなければならぬ。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は販売させないよう努めなければならない。

(表示図書類の取扱いの制限)

第九條の二 圖書類の発行を禁ずるとき（以下「圖書類発行禁止」という。）は、圖書類の発行、販売若しくは貸付けを禁ずる者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自ら、第八條第一項第一号の東京府規則で定める基準に照らし、青少年に對し、性的感傷を刺激し、攻撃性を助長し、又は自衛若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると思われる内容の圖書類に、青少年が閲覧し、又は販売することを該当でない旨の表示をすることが努めなければならない。

2 圖書類販売業者等は、前項に定める表示をした圖書類（指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

3 図書館発行業者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京府規則で定める方法により包装するよう努めなければならない。

4 図書館員児童等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により圖書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）は、東京府規則で定めるところにより

(表示図書類の取扱いの制限)

第九條の二 圖書類の発行を禁ずるとき（以下「圖書類発行禁止」という。）は、圖書類の発行、販売若しくは貸付けを禁ずる者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自ら、次の基準に照らし、青少年に對し、性的感傷を刺激し、攻撃性を助長し、又は自衛若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると思われる内容の圖書類に、青少年が閲覧し、又は販売することを該当でない旨の表示をすることが努めなければならない。

一 第八條第一項第一号の東京府規則で定める基準に照らし、青少年に對し、性的感傷を刺激し、攻撃性を助長し、又は自衛若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると思われる内容の圖書類に、青少年が閲覧し、又は販売することを該当でない旨の表示をすることが努めなければならない。

(表示図書類の取扱いの制限)

第九條の二 圖書類の発行を禁ずるとき（以下「圖書類発行禁止」という。）は、圖書類の発行、販売若しくは貸付けを禁ずるときにより構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自ら、次の基準に照らし、青少年に對し、性的感傷を刺激し、攻撃性を助長し、又は自衛若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると思われる内容の圖書類に、青少年が閲覧し、又は販売することを該当でない旨の表示をすることが努めなければならない。

一 第八條第一項第一号の東京府規則で定める基準に照らし、青少年に對し、性的感傷を刺激し、攻撃性を助長し、又は自衛若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると思われる内容の圖書類に、青少年が閲覧し、又は販売することを該当でない旨の表示をすることが努めなければならない。

当該表示図書館を他の図書館と明確に区分し、当該者の住所の登録に着手することにより、当該者に應ぐよう努めなければならない。5 何人も、青少年に表示図書館を閲覧させ、又は閲覧させないよう努めなければならない。

第九條の三 知事は、指定図書館のうちを指定に刊行されるものについて、当該指定の日以後最初の場所に発行されるものから当該図書館に交付するものまでを全額補助費又は図書館補助費に充当することを要するもの。

2) 知事は、表示図書館を指定するに当たって、前条第三項から第四項までの規定が遵守されているかどうかを認め、図書館業務改善費又は図書館補助費を交付し、必要を認むる場合は、当該図書館を補助することを要するものとする。

第九條の四 知事は、知事の助力を得て、第九條及び第九條の二の規定による指定図書館及び当該指定図書館の陳列本より適切に行われるよう、知事が定めるところにより、当該指定青少年健全育成協力員を置くことができる。

第十條 青少年に指定図書館において、第八條第一項第一号の規定により知事が指定した当該指定図書館(以下「指定図書館」という。)を上映するときは、当該指定図書館を閲覧する者及びその代理人、使用人その他の読者は、これを青少年に閲覧させなければならない。

第十一條 青少年に指定図書館を閲覧させようとする者は、あらかじめ、

第一 当該指定図書館の指定の趣意を説明し、その発行する図書等の第八條第一項第一号又は第二号の指定による冊数(以下「指定冊数」という。)を当該指定図書館に交付するものであることを明らかにし、

第二 当該指定図書館の指定の趣意を説明し、その発行する図書等の第八條第一項第一号又は第二号の指定による冊数(以下「指定冊数」という。)を当該指定図書館に交付するものであることを明らかにし、

4) 知事は、前項の指定による冊数を交付して、当該指定図書館に当該指定による冊数を交付し、必要を認むる場合は、当該指定図書館を補助することを要するものとする。

第十條 青少年に指定図書館において、第八條第一項第一号の規定により知事が指定した当該指定図書館(以下「指定図書館」という。)を上映するときは、当該指定図書館を閲覧する者及びその代理人、使用人その他の読者は、これを青少年に閲覧させなければならない。

第十一條 青少年に指定図書館を閲覧させようとする者は、あらかじめ、

第一 当該指定図書館の指定の趣意を説明し、その発行する図書等の第八條第一項第一号又は第二号の指定による冊数(以下「指定冊数」という。)を当該指定図書館に交付するものであることを明らかにし、

第二 当該指定図書館の指定の趣意を説明し、その発行する図書等の第八條第一項第一号又は第二号の指定による冊数(以下「指定冊数」という。)を当該指定図書館に交付するものであることを明らかにし、

4) 知事は、前項の指定による冊数を交付して、当該指定図書館に当該指定による冊数を交付し、必要を認むる場合は、当該指定図書館を補助することを要するものとする。

第十條 青少年に指定図書館において、第八條第一項第一号の規定により知事が指定した当該指定図書館(以下「指定図書館」という。)を上映するときは、当該指定図書館を閲覧する者及びその代理人、使用人その他の読者は、これを青少年に閲覧させなければならない。

第十一條 青少年に指定図書館を閲覧させようとする者は、あらかじめ、

上渡し、又は販売に供するときは、当該銀行
券を保管する者及びその代理人、使用人その
他の従業者は、これを青少年に販売させては
ならない。

(販売等の制限の指示)

第十二条 指定銀行又は指定定期貯蓄を上映
し、上演し、または販売に供している銀行券
を保管する者は、当該銀行の入口の見やすい
ところに、東京都規則で定める様式による
指示をしておかなければならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第十三条 がん具類の販売を業とする者及びそ
の代理人、使用人その他の従業者並びに営業
に關してがん具類を頒布する者及びその代理
人、使用人その他の従業者は、第八條第一項
第三号の規定により知事が指定したがん具類
(以下「指定がん具類」という。)を青少年に
販売し、又は頒布してはならない。
何人も、青少年に指定がん具類を所持させ
ないよう努めなければならない。

(指定刃物の販売等の制限)

第十三条の二 何人も、第八條第一項第四号の
規定により知事が指定した刃物(以下「指定
刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、
又は貸し付けてはならない。
何人も、青少年に指定刃物を所持させない
よう努めなければならない。

(自動販売機等管理者の設置等)

第十三条の三 (略)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止)

第十三条の四 (略)

(自動販売機等に対する措置)

第十三条の五 自動販売機等業者は、表示図書
類若しくは青少年に對し性的感情を刺激し、
或は風俗を亂し、若しくは自ら若しくは間接
に青少年の健全な成長を阻害するお
それがあり、第八條第一項第一号の東京都規
則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定
図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん
具類を除く。)を収納している自動販売機等た
つて、青少年が当該図書類又は特定がん具
類を閲覧できず、かつ、購入し、又は借り受
けることができないように東京都規則で定め
る措置をとらなければならない。

(自動販売機等への設置制限)

第十三条の六 (略)

(自動販売機等に関する適用除外)

第十三条の七 (略)

(指定がん具類に對する措置)

第十四条 (略)

(指定刃物及び古物類に對する措置)

という。)を上演し、又は販売に供するときは、
当該銀行券を保管する者及びその代理人、使
用人その他の従業者は、これを青少年に販売
させてはならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第十三条 がん具類の販売を業とする者及びそ
の代理人、使用人その他の従業者並びに
営業に關してがん具類を頒布する者及びそ
の代理人、使用人その他の従業者は、第八
條第一項第三号の規定により知事が指定し
たがん具類(以下「指定がん具類」という。)を
青少年に販売し、又は頒布してはならな
い。

(指定刃物の販売等の制限)

第十三条の二 何人も、第八條第一項第四号の
規定により知事が指定した刃物(以下「指定
刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、
又は貸し付けてはならない。

(自動販売機等に対する措置)

第十三条の五 自動販売機等業者は、表示図書
類若しくは第八條第一項第一号若しくは同
條第二号の東京都規則で定める基準に準ずる
内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特
定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納
している自動販売機等について、青少年が
当該図書類又は特定がん具類を閲覧でき
ず、かつ、購入し、又は借り受けることが
できないように東京都規則で定める措置を
とらなければならない。

(自動販売機等に対する措置)

第十三条の五 自動販売機等業者は、表示図書
類若しくは第八條第一項第一号若しくは同
條第二号の東京都規則で定める基準に準ずる
内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特
定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納
している自動販売機等について、青少年が
当該図書類又は特定がん具類を閲覧でき
ず、かつ、購入し、又は借り受けることが
できないように東京都規則で定める措置を
とらなければならない。

という。)を上演し、又は販売に供するときは、
当該銀行券を保管する者及びその代理人、使
用人その他の従業者は、これを青少年に販売
させてはならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第十三条 がん具類の販売を業とする者及びそ
の代理人、使用人その他の従業者並びに営業
に關してがん具類を頒布する者及びその代理
人、使用人その他の従業者は、第八條第一項
第三号の規定により知事が指定したがん具類
(以下「指定がん具類」という。)を青少年に
販売し、又は頒布してはならない。

(指定刃物の販売等の制限)

第十三条の二 何人も、第八條第一項第四号の
規定により知事が指定した刃物(以下「指定
刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、
又は貸し付けてはならない。

第十五条 (略)

(看相済みや着等の買受け等の禁止)
第十五条の二 (略)

(青少年への勧誘禁止の禁止)
第十五条の三 (略)

(淫褻其山の罰則)
第十五条の四 (略)

(深夜における興行場等への立入りの制限等)
第十六条 (略)

(立入罰則)

第十七条 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、凶暴等の罪を犯ししくは脅迫を為しとする者の営業の場所又は営業に關して四書類を頒布する者の営業の場所を営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は關係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 知事が指定した知事部局の職員及び警備員が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所において深夜における営業時間とする。内において立ち入り、調査を行い、又は關係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

一 興行場

二 若ん具類若しくは切符の販賣を業とする者の営業の場所又は営業に關して若ん具類若しくは切符を頒布する者の営業の場所

三 自動販売機等前者の営業の場所

四 賭場又は古物商の営業の場所

五 第十五条の二第一項に規定する行為を行つたために提供されている場所

六 前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所

3 前二項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京府規則で、警備員が指定した警察官は東京府公安委員会規則で定める様式による証書を備付し、あらかじめ、これを關係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十八条 (略)

(罰則等)(罰則)
第十八条の二 (略)

第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

(青少年の性に関する保護者等の責務)
第十八条の三 保護者及び青少年の育成にか

かわる者は、異性との交友が相互の豊かな人格の养成に資することを促さるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の健康を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負つておかないよう、保護者行動をとら

第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

(青少年の性に関する保護者等の責務)
第十八条の三 保護者及び青少年の育成にか

かわる者(以下「保護者等」という。)は、異性との交友が相互の豊かな人格の养成に資することを促さるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の健康を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負う

第三章の二 (略、興行のとおり)

(青少年の性に関する保護者等の責務)
第十八条の三 保護者及び青少年の育成にか

かわる者(以下「保護者等」という。)は、異性との交友が相互の豊かな人格の养成に資することを促さるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の健康を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負う

とを促したため、青少年に対する啓蒙及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の両親にかかわる者は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ人格形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する発話を促めるように努めなければならない。

《青少年の性に関する節の位置》
第十八条の四（略）

《要否な性行動を助長する情報を提供しないたりの自主的な取組》
第十八条の五（略）

《青少年に対する反社会的な性交渉の禁止》
第十八条の六（略）

このないよう、慎重な行動をとるべきを促すため、青少年に対する啓蒙及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

第三章の三 児童ポルノ及び青少年の性的指向に関する取組
第二十条の三（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の四（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の五（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の六（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の七（略）

このないよう、慎重な行動をとるべきを促すため、青少年に対する啓蒙及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

第三章の三 児童ポルノ及び青少年の性的指向に関する取組
第二十条の三（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の四（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の五（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の六（略）

《児童ポルノの取組等に向けた市の責務等》
第二十条の七（略）

<p>2 保護者等は、未成年者の他の場においてインターネットの利用に際しては、未成年者の健全な発達能力の育成を図るため、その利用に際しては、保護者、教員の利用に努めることとし、必要に応じて適切な指導を行うこととする。</p>	<p>うに努めることとし、青少年がインターネットを利用して自己若しくは他人の権利を侵害し、他者若しくは被害者となること又は児童若しくは青少年を誘引することを図るため、青少年のインターネットの利用状況を適宜に把握し、青少年のインターネットの利用に際しては、保護者等の適切な指導を行うこととする。</p> <p>2 保護者等は、未成年者の他の場において、インターネットの利用に際しては、未成年者の健全な発達能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に際しては、保護者、教員の利用に努めることとし、必要に応じて適切な指導を行うこととする。</p> <p>4 児童、若しくは青少年がインターネットを利用し、児童、若しくは青少年の権利を侵害し、他者若しくは被害者となること又は児童、若しくは青少年を誘引することを図るため、児童、若しくは青少年の利用状況を適宜に把握し、児童、若しくは青少年の利用に際しては、保護者等の適切な指導を行うこととする。</p>	<p>少年がインターネットを適正に利用できるように努めることとし、青少年がインターネットを利用し、他者若しくは被害者となること又は児童若しくは青少年を誘引することを図るため、青少年のインターネットの利用状況を適宜に把握し、青少年のインターネットの利用に際しては、保護者等の適切な指導を行うこととする。</p> <p>2 保護者等は、未成年者の他の場において、インターネットの利用に際しては、未成年者の健全な発達能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に際しては、保護者、教員の利用に努めることとし、必要に応じて適切な指導を行うこととする。</p>
<p>インターネット利用に係る部分の責務 第十八条の九 (別称) 青少年の健全な発達能力の育成を図るため、保護者、教員の利用に努めることとする。</p>	<p>インターネット利用に係る部分の責務 第十八条の九 (別称) 青少年の健全な発達能力の育成を図るため、保護者、教員の利用に努めることとする。</p>	<p>インターネット利用に係る部分の責務 第十八条の九 (別称) 青少年の健全な発達能力の育成を図るため、保護者、教員の利用に努めることとする。</p>
<p>第四章 青少年健全育成等関係者等 第十九条 (略) 第二十条 (略) 第二十一条 (略) 第二十二条 (略) 第二十三条 (略) 附則 (略)</p>	<p>第四章 青少年健全育成等関係者等 第十九条 (略) 第二十条 (略) 第二十一条 (略) 第二十二条 (略) 第二十三条 (略) 附則 (略)</p>	<p>第四章 (略) 施行のとき 第十九条の九 (別称) 青少年の健全な発達能力の育成を図るため、保護者、教員の利用に努めることとする。</p>
<p>法定年齢及び性差</p>	<p>法定年齢及び性差</p>	<p>法定年齢及び性差</p>

第二十四条 (略)

(小委員会)

第二十四条の二 会長は、審議会の定めることにより、第八条の規定による指定に関する事項について必要があるときは、第十八条の二第一項の規定に基づいて知事の諮問を経て当該事項を調査し、審議するたため小委員会を組織することができる。

小委員会は、会決(第二十二、二十三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。)及び会長が審議会の委員のうちから第二十条第一項各号に掲げる区分ごとに選定する委員五人をもって組織する。

小委員会に委員長を置き、会長をもって委員とする。

小委員会に、事務局が附随する。

委員及び、小委員会を代表し、事務を掌理する。

審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とするのである。

第二十四条の規定は、小委員会の定足数及び議決数について適用する。

第五節 附則

第二十四条 第十八条の六の規定に違反した者は二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

第二十四条の四 第六号の二に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の二第一項の規定に違反する行為をするときは罰金に処する。

第二十五条の二第二項の規定に違反した者は、第二十八条第一項各号、同条第二項各号及び同条第三項各号若しくは第五号から第九号若しくは同条第四項各号若しくは第十号(同条第三項第四号に該当するものを除く。)に処す。第六号、第九号第一項、第二項若しくは第三項、第十号第一項、第十一号、第十三条第一項(指定がなされずして適用される場合を除く。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の二に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項の規定に違反して、青少年に児童が加入し、若しくは児童を募集し、又は児童を育成し、又は児童を保護し、又は児童を虐待し、又は児童を虐待した者

第二十七条の二第二項の規定に違反した者は、第二十四条の規定によるもののほか、罰金に処する。

第二十七條の二第二項の規定に違反した者は、第二十四条の規定によるもののほか、罰金に処する。

第二十五條の二第一項の規定に違反した者は、第二十四條の四第一号に該当する場合は、第六号、第九号第一項、第二項若しくは第三項、第十号第一項、第十一号、第十三条第一項(指定がなされずして適用される場合を除く。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十五條の二第一項の規定に違反して、青少年に児童が加入し、若しくは児童を募集し、又は児童を育成し、又は児童を保護し、又は児童を虐待し、又は児童を虐待した者

第二十六條の二第一項の規定に違反した者は、第二十四條の四第一号に該当する場合は、第六号、第九号第一項、第二項若しくは第三項、第十号第一項、第十一号、第十三条第一項(指定がなされずして適用される場合を除く。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の二第一項の規定に違反して、青少年に児童が加入し、若しくは児童を募集し、又は児童を育成し、又は児童を保護し、又は児童を虐待し、又は児童を虐待した者

第二十七條の二第二項の規定に違反した者は、第二十四條の四第一号に該当する場合は、第六号、第九号第一項、第二項若しくは第三項、第十号第一項、第十一号、第十三条第一項(指定がなされずして適用される場合を除く。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七條の二第二項の規定に違反して、青少年に児童が加入し、若しくは児童を募集し、又は児童を育成し、又は児童を保護し、又は児童を虐待し、又は児童を虐待した者

(小委員会)
第二十四条の二 (略、現行のとおり)
3から5まで (略、現行のとおり)

7 前条の規定は、小委員会の定足数及び議決数について適用する。

の職員若しくは警視總監が指定した警備官の立入調査を拒み、及びこれら二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第二十七條 第十八條第二項第四号又は同條第三項の規定による警告(同号に係る場合に限る。)に就かず、なお、第十三條の第三項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第九條第一項、第十條第二項、第十一條、第十三條第一項、第十三條の第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十五條の第三項、第十五條の第四項又は第十六條第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十四條の四、第二十五條又は第二十六條第一号、第二号若しくは第四号から第六号までの規定による処罰を免れることができぬ。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、佐助人その他の経営者が、その法人又は人の業務に關して、第二十四條の四から第二十七條までの違反行為をしたときは、行罰者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の用を科する。

第三十條 この條例に違反した者が青少年であるときは、この條例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

第六章 雑則

第三十一條 この條例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京府規則で定める。

附則

一 この條例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の規定 平成二十二年四月一日
- 二 第二條の規定 同前
- 三 第三條の規定 同前
- 四 第四條の規定 同前
- 五 第五條の規定 同前
- 六 第六條の規定 同前
- 七 第七條の規定 同前
- 八 第八條の規定 同前
- 九 第九條の規定 同前
- 十 第十條の規定 同前
- 十一 第十一條の規定 同前
- 十二 第十二條の規定 同前
- 十三 第十三條の規定 同前
- 十四 第十四條の規定 同前
- 十五 第十五條の規定 同前
- 十六 第十六條の規定 同前
- 十七 第十七條の規定 同前
- 十八 第十八條の規定 同前
- 十九 第十九條の規定 同前
- 二十 第二十條の規定 同前
- 二十一 第二十一條の規定 同前
- 二十二 第二十二條の規定 同前
- 二十三 第二十三條の規定 同前
- 二十四 第二十四條の規定 同前
- 二十五 第二十五條の規定 同前
- 二十六 第二十六條の規定 同前
- 二十七 第二十七條の規定 同前
- 二十八 第二十八條の規定 同前
- 二十九 第二十九條の規定 同前
- 三十 第三十條の規定 同前
- 三十一 第三十一條の規定 同前

平成二十二年七月一日

附則

一 この條例は、(昭和)三十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の規定 平成三十三年七月一日
- 二 第二條の規定 同前
- 三 第三條の規定 同前
- 四 第四條の規定 同前
- 五 第五條の規定 同前
- 六 第六條の規定 同前
- 七 第七條の規定 同前
- 八 第八條の規定 同前
- 九 第九條の規定 同前
- 十 第十條の規定 同前
- 十一 第十一條の規定 同前
- 十二 第十二條の規定 同前
- 十三 第十三條の規定 同前
- 十四 第十四條の規定 同前
- 十五 第十五條の規定 同前
- 十六 第十六條の規定 同前
- 十七 第十七條の規定 同前
- 十八 第十八條の規定 同前
- 十九 第十九條の規定 同前
- 二十 第二十條の規定 同前
- 二十一 第二十一條の規定 同前
- 二十二 第二十二條の規定 同前
- 二十三 第二十三條の規定 同前
- 二十四 第二十四條の規定 同前
- 二十五 第二十五條の規定 同前
- 二十六 第二十六條の規定 同前
- 二十七 第二十七條の規定 同前
- 二十八 第二十八條の規定 同前
- 二十九 第二十九條の規定 同前
- 三十 第三十條の規定 同前
- 三十一 第三十一條の規定 同前

昭和三十三年七月一日

同法の規定に当たつては、平成二十二年七月
一日以後に新条第八條第一項第一号の規定
に該当するものとしてなされた指定及び同項
十月一日以後に新条第八條第一項第二号の
規定に該当するものとしてなされた指定を対
象とする。

の回数に当たつては、平成二十二年
四月一日以後に新条第八條第一項第一号
の規定に該当するものとしてなされた指定
及び同条七月一日以後に同項第二号の規定
に該当するものとしてなされた指定を対象
とする。

新条第八條第一項第二号の規定（同書類
の指定に係る部分に限る）は、平成二十二
年七月一日以後に施行された国法類につい
て適用し、同日前に施行された国法類につい
ては、なお従前の例による。